

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月17日

支出負担行為担当官代理

気象研究所総務部長 松本 千登勢

### 1 当該招請の主旨

本業務は、既に運用している科学研究費助成事業交付金管理システムが円滑に運用されることを目的として保守を行うものである。下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有する法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 科学研究費助成事業交付金管理システム年間保守
- (2) 業務内容 科学研究費助成事業交付金管理システムの保守を行う。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

### 3 業務目的

科学研究費助成事業交付金及びその他外部資金を管理している科学研究費助成事業交付金管理システムが円滑に運用されることを目的として保守を行うものである。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 5.（3）の参加意思確認提出期限までに、令和7・8・9年度に有効となる競争参加資格申請を行っていること。
- ④ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

当所からのシステムに対する問い合わせ等に対し、十分な知識、技術力を有している者を対応させ、円滑に運用を図ることが出来ること。

法定改正による帳票様式変更等への対応を適切に行うことが出来ること。

(3) 業務執行体制に関する要件

システム異常等による問い合わせ対応について、保守時間内に対応出来る体制が整っていること。

(4) 業務実績に関する要件

過去に本システムの保守実績を有する者であること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課調査官 小山 昌一

電話 029-853-8560 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

上記(1)の①に同じ。

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年2月17日から令和7年3月10日まで 上記(1)の①に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年3月11日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) ( 関連情報を入手するための照会窓口は、5 (1) に同じ
- (3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4 (1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていない場合も5 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。
- (6) 本調達は、令和7年度予算の成立を条件とする。